

〔研究ノート〕

## アメリカにおける非課税組織変更の租税計画

鈴木孝一

はじめに

- I. タイプA組織変更
- II. タイプB組織変更
- III. タイプC組織変更
- IV. タイプD組織変更

おわりに

### はじめに

非課税組織変更 (tax free reorganizations) の領域は、租税計画 (tax planning) の機会に満ちている。取引の経済的成果を変えることなく、選択する取引形態を変更するだけで、当事者の課税関係が大きく異なるという点で<sup>1)</sup>。

換言すれば、当事者の課税関係は、取引形態の選択いかんで決まり、しかも当事者が意図した取引の経済目標はそのまま達成できるということである。そこに、非課税組織変更における取引形態の選択、すなわち租税計画の重要性がある。

本稿はその事例を、主として内国歳入庁 (Internal Revenue Service, 以下 I. R. S. と略称する。) の公式見解であるレベニュー・ルーリング (Revenue Rulings)<sup>2)</sup> に求めて検討するものである。

検討に先立って、内国歳入法第 368 条 (Internal Revenue Code Sec. 368, 以

下§ 368 のように略称する。)に規定された主なタイプの組織変更の非課税要件を掲げれば次のとおりである。

① タイプA組織変更 (§ 368 (a)(1)(A))

法令に基づく合併である。

② タイプB組織変更 (§ 368 (a)(1)(B))

取得会社の議決権株式を交付して、売却会社の株式を取得し、取得直後において、取得会社は売却会社を支配する。議決権株式以外の対価、すなわち交換差金 (boot) の交付は認められない。

③ タイプC組織変更 (§ 368 (a)(1)(C), §§ 368 (a)(2)(B), (G))

取得会社の議決権株式を交付して、売却会社の資産の実質的に全部を取得する。売却会社は受け取った株式をその所有する資産と一緒に株主に分配して清算する。売却会社の資産の時価総額の 20%までは議決権株式以外に交換差金の交付が認められる。

④ タイプD組織変更 (§ 368 (a)(1)(D), § 354 (b)(1))

売却会社による資産の全部又は一部の譲渡で、譲渡直後に売却会社又はその株主ないしはその両者が、資産の譲渡を受けた会社 (取得会社) を支配し、組織変更計画に基づいて取得会社の株式又はその他の証券を売却会社の株主に分配する取引である。

なおタイプBとタイプDの支配要件は同一ではない、前者は議決権株式総数の 80%以上で、かつその他の株式総数の 80%以上の所有割合をいう (§ 368 (c))。これに対し、後者は議決権株式総数の 50%以上か又は株式の価値総額の 50%以上の所有割合をいう (§ 304 (c))。

また、タイプA、B、Cの各組織変更については、取得会社の株式に代えて、その親会社の株式を交付することが認められる。この場合には取得会社の株式を交付することは認められない。子会社とその親会社の株式を交付するこれらの組織変更を総称して、子会社による組織変更 (triangular reorganizations) という。

なお、検討に際しては非課税組織変更に関連する下記の改正も考慮する。

1) 1997年税法改正 (Taxpayer Relief Act of 1997) で、不適格な優先株式 (nonqualified preferred stock) を受け取った株主は、交換差金を受け取ったものとして課税される (351(g))。ただし、この取扱いは株主の課税に係るものであって、組織変更の非課税要件の判定には影響がない<sup>3)</sup>。

2) 1998年1月に内国歳入法施行規則 (Income Tax Regulations) が公表され、持分の継続性 (continuity of interest) の要件と事業継続性 (continuity of business enterprise) の要件が整備された<sup>4)</sup>。

## I. タイプA組織変更

タイプA組織変更は、州会社法に基づく合併である (Income Tax Regulations Sec. 1.368-2(b)(1)), 以下§ 1.368-2(b)(1)のように略称する。タイプA組織変更の非課税要件はタイプB組織変更やタイプC組織変更の他の取得型組織変更に比して緩やかである。すなわち、合併において交付する株式の種類については制限がなく、株式でありさえすれば議決権株式である必要はない。しかし、組織変更に共通する非課税要件である持分の継続性の要件と事業継続性の要件の二つの要件を満たさなければならない。

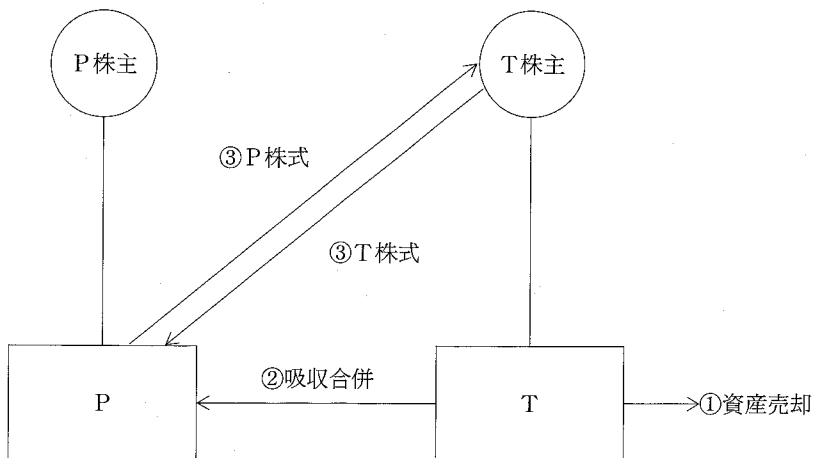
### ① 事業継続性の要件

事業継続性の要件は、発行会社 (取得会社及び子会社による組織変更におけるその親会社) が売却会社の従前事業を継続するか、又は売却会社の大部分の事業資産を事業に使用することを要求する (§ 1.368-1(d))。

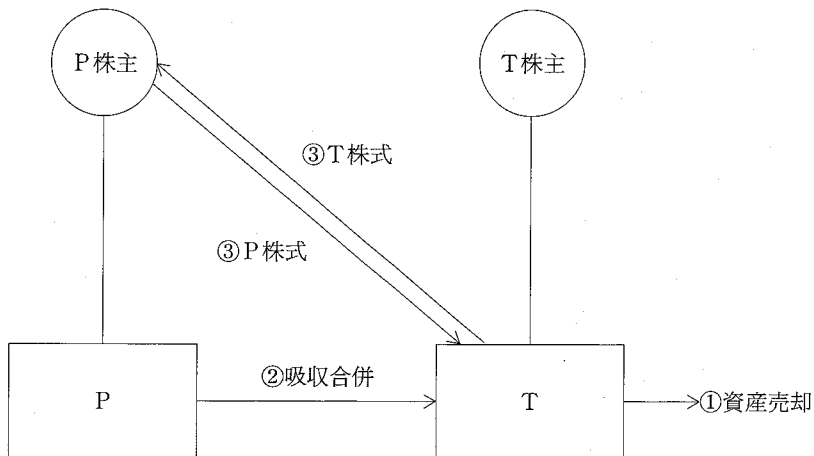
したがって、売却会社が合併直前に資産の一部を第三者に売却すると、この事業継続性の要件は満たされない (§ 1.368-1(d)(5) Example 5)。このような場合には、合併の当事者を逆にすると、事業継続性の要件に抵触することなく非課税の取扱いを受けることができる。ただし、この要件は売却会社の事業についてのみ適用があり、取得会社の事業や事業資産には適用がないからである<sup>5)</sup>。

事例 1

図表 1 課税取引（タイプA組織変更に該当しない。）



非課税取引（タイプA組織変更）



TはPに合併し、T株主はT株式との交換にP株式のみを受け取る計画である。組織変更の一環としてTは合併直前にその資産を売却する。Tの事業又は資産が継続して使用されないため、この合併はA組織変更の要件を満たさない。

逆に、TがPを合併し、P株主がP株式との交換にT株式を受け取る場合には、事業継続性の要件が満たされる<sup>6)</sup>。

## ② 持分の継続性の要件

持分の継続性の要件は、売却会社の資本持分の大部分の価値が組織変更で引き続き保有されることを要求する（§ 1.368-1(e)）。タイプA組織変更においては、売却会社の譲渡対価のおおむね40%以上が取得会社の株式である場合にこの要件は満たされる<sup>7)</sup>。

上記①の方法は、この持分の継続性の要件にも同様にあてはまる。なぜなら、持分の継続性の要件は売却会社とその株主にのみ適用されるからである。そこで、受け取る株式が譲渡対価の40%未満になると見込まれるときは、合併の方向を逆にして、取得会社の株主が現金を受け取っても持分の継続性の要件には影響がないようにするのである<sup>8)</sup>。

## II. タイプB組織変更

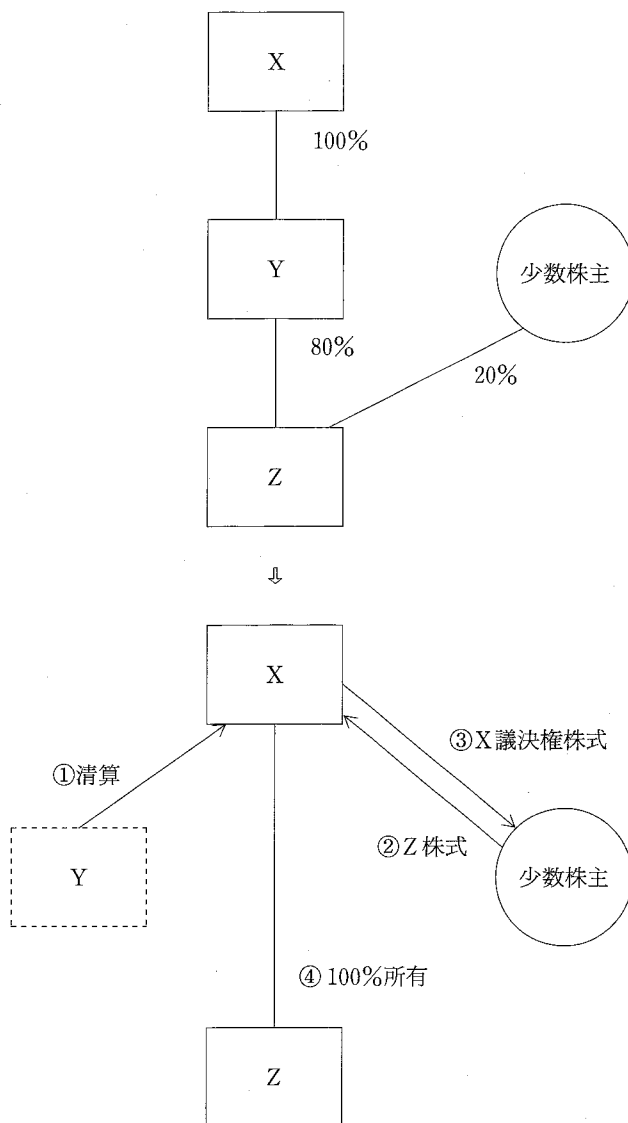
### ① 子会社の完全清算とその複合取引

タイプB組織変更とは取得会社の議決権株式（または取得会社を支配する親会社の議決権株式）のみとの交換による売却会社の株式の取得である。議決権株式以外に交換差金を交付すると、全体の取引が課税取引になる。

タイプB組織変更の一環として売却会社の清算取引を行うと、清算による交換取引で売却会社の株式を取得することになり、議決権株式のみとの交換要件を満たさない。

事例 2

図表 2 課税取引 (タイプB組織変更に該当しない。)



X社はY社の株式の全部を所有している。またY社はZ社の株式の80%を所有している。XはZの株式の100%を直接に所有したい。そこで、Xは§ 332(子会社の完全清算—筆者注)に基づいて清算させ、その直後に、少数株主が所有しているZの残りの株式をXの議決権株式との交換により取得した。

Zの株式の一部(Yの資産に含まれている)は、X株式との交換ではなくY株式との交換により取得したものである。ただし、子会社の完全清算で親会社が受け取った子会社の資産は、子会社の株式との交換で受け取ったものとして取り扱われるからである (§ 1.332-1)。Zの少数株主持分のみがXの議決権株式のみとの交換で取得されたことになる。したがって、この取引はタイプB組織変更には該当せず、少数株主は、受け取ったX株式会社の時価と提供したZ株式の税務基礎価額との差額について課税される (Rev. Rul. 69-294, 1969-1 C. B. 110.)<sup>9)</sup>。

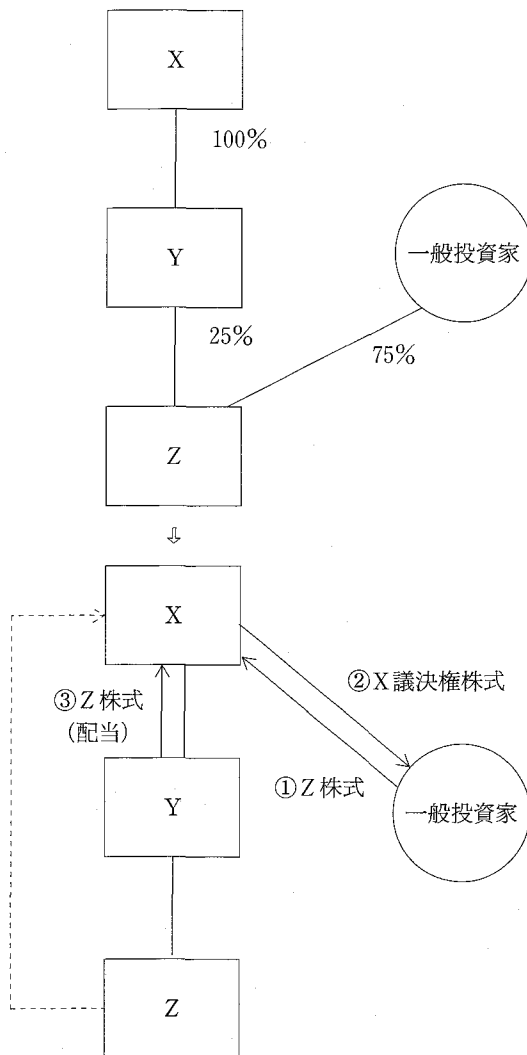
しかし、Yの清算によりその資産(Z株式を含む)の分配を受けたXは利得・損失を認識せず (§ 332(a))、分配したYも課税されない (§ 337(a))。

## ② 現物配当との複合取引

上記事例において、Yの完全清算ではなく、Yからの現物配当によりZ株式を受け取ると、それは株式の交換ではないため、議決権株式のみとの交換要件に抵触せず、タイプB組織変更には該当する。

事例 3

図表 3 非課税取引 (タイプB組織変更)



(注) 取引後においてXはZ株式の100%を直接所有する。



X社は正当な事業上の理由によりZ社を取得したい。Xの100%子会社であるY社がZ株式の25%を所有し、残り75%は一般投資家が所有している。XはZのすべての株主（Yを除く。）と契約し、Xの議決権株式のみとの交換にZ株式を取得する。同時に、残り25%のZ株式はYからXに配当として分配する。

この25%のZ株式は、Yからの配当として受け取ったものであり、XはYにいかなる資産もX株式も交付していない。したがって、XはX議決権株式のみを交換したことになり、この取引はタイプB組織変更の要件を満たす（Rev. Rul. 69-585, 1969-2 C. B. 56.）。

なお、XはZ株式の配当金の受領について、§ 243の受取配当金の控除（dividend received deduction）が受けられる。

### III. タイプC組織変更

#### ① 債務の引き受け

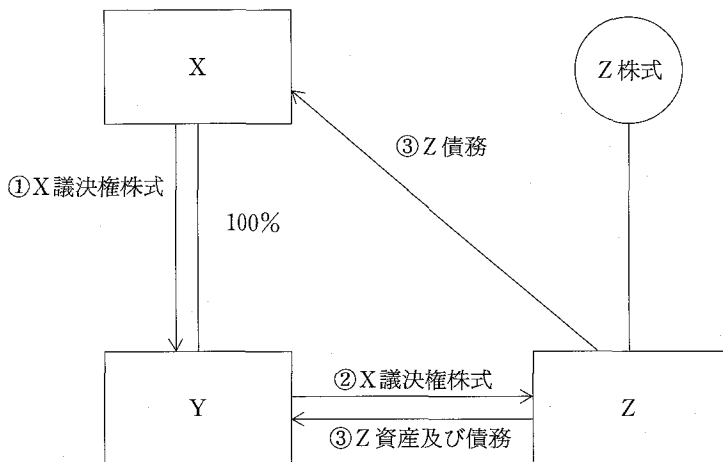
タイプC組織変更は取得会社の議決権株式との交換による売却会社の資産の実質的に全部の取得である。交付する取得会社の議決権株式は、売却会社の時価総額の80%以上でなければならない。換言すれば、売却会社の資産の時価総額の20%までは交換差金の交付が認められる。

議決権株式のみが交付される場合には、取得会社が引き受けた売却会社の債務及び譲渡された資産が負担する債務は交換差金に含めない（§ 368(a)(1)(C)）。債務の引き受けに関するこの取扱いは取得会社が引き受けた債務に限定されるため、子会社によるタイプC組織変更（triangular C reorganization）で、取得会社の親会社が引き受ける債務には適用がない。そのため、親会社が債務の一部を引き受けなければならない事情がある場合には、タイプC組織変更ではなく、子会社による合併（forward subsidiary merger）を選択する。ただし、子会社による合併の場合には、債務の引き受けに関するこのような制限はなく、親会社と子会社のいずれか又は双方が債務を引き受けすることができるからである<sup>10)</sup>。

なお、議決権株式以外に金銭等の交換差金を交付する場合には、取得会社が引き受けた債務及び取得した資産が負担する債務も、交換差金を含めて20%の計算をするので注意を要する (§ 368 (a)(2)(B))。

事例 4

図表 4 課税取引 (タイプC組織変更に該当しない。)



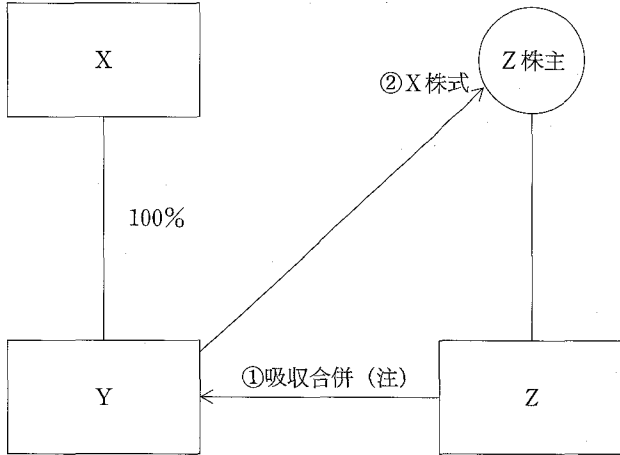
X社はY社の全株式を所有している。タイプC組織変更により、Yは以前Yに譲渡されたXの議決権株式を使用して、直接にZの全部の資産を取得した。Zの債務はYとXがそれぞれ引き受けた。

XによるZの債務の引受は議決権株式のみとの交換要件を満たさない。なぜなら、タイプC組織変更では、議決権株式のみとの交換かどうかの判定に際して交換差金を含めなくてよいのは、取得会社Yによって引き受けられた債務に限られるからである (Rev. Rul. 70-107, 1970-1 C. B. 78.)。

したがって、Xが引き受けたZの債務は交換差金になる。その割合がZの資産の時価総額の20%を超えるときは、タイプC組織変更に該当しない。

事例 5

図表 5 非課税取引（子会社による吸収合併）



(注) 債務の一部はXが引き受ける。

Y社はX社の100%子会社である。YはZ社の全部の資産を取得したい。そこでYは親会社Xの株式を交付してZを吸収合併した。この取引で子会社Yの株式は使用されなかった。吸収合併で、YはZの実質的に全部の資産を受け取り、かつ、Zの債務のほとんどを引き受けたが、一部の債務は正当な事業上の理由により、Xが引き受けた。

子会社による合併の場合は、交付する株式が親会社の株式でなければならず、親会社と子会社の双方が株式を発行することを禁じている (§ 368(a)(2)(D)(i))。しかし債務の引き受けについては特に規定がなく、親会社又は子会社のいずれか、ないしはその双方が債務を引き受けることができると解される (Rev. Rul. 73-257, 1973-1 C. B. 189.)。

② 取得した資産の子会社への譲渡と取得会社の判定

タイプA, B, Cの各組織変更において、取得会社は非課税要件に抵触することなく、取得した資産をすぐさまその子会社へ譲渡することができる (§ 368

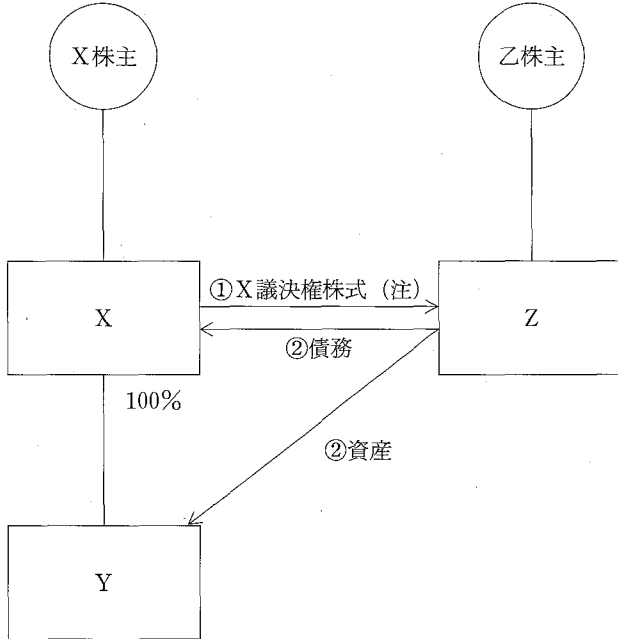
(a)(2)(C)。この譲渡は、譲渡先が適格なグループのメンバーであれば、子会社以下の会社 (lower-tier subsidiary) への譲渡も認められる。

適格なグループとは、発行会社 (取得会社及び子会社による組織変更におけるその親会社) と § 368 (c) に定める株式所有 (議決権株式及びその他株式の 80% 以上の所有) を通じて関連している 1 つ以上の会社の連鎖をいう (§ 1.368-1 (d) (4)(ii))。

タイプ C 組織変更において、取得会社が議決権株式との交換に売却会社から資産を取得し、それを子会社へ譲渡した場合には、取得会社が売却会社の債務を引き受けても、議決権株式のみとの交換の要件に抵触しない。しかし、子会社が取得会社となってその親会社の議決権株式との交換に売却会社の資産を取得し、売却会社の債務を親会社が引き受けた場合には、その取引は議決権株式のみとの交換の要件を満たさない。ただし、非課税の要件の判定において交換差金に含めなくもよいのは、取得会社が引き受ける売却会社の債務であって、取得会社以外の者 (ここでは取得会社の親会社) が引き受けるそれではないからである。

事例 6

図表 6 非課税取引 (タイプC組織変更)



(注) タイプC組織変更ではZが取得したX議決権株式はZ株主に分配される。

X社はY社の株式の全部を所有している。XはZの資産の全部を取得することを申し出た。XとZは組織変更の契約を締結し、XはX議決権株式のみとの交換にZの資産の全部を取得し、かつ、Zの債務の全部を引き受けることで合意した。その計画に基づき、XはZの資産を直接Yに譲渡するように指示した。XはZに議決権株式を発行し、Zの債務を引き受けた。

Zの資産の全部がXを経由してYにはなく、Yに直接譲渡されたとしても、タイプC組織変更の要件に抵触するものではない。XとZとの組織変更契約書によれば、XがZの資産をX議決権株式との交換で取得し、Zの債務を引き受けることになっている。組織変更が実施されると、Xは、終始、Zの資産を管

理・支配していたので、Xが資産を受け取ってそれをYに譲渡したとみなされる (Rev. Rul. 70-224, 1970-1 C. B. 79.)。

取得会社がYとみなされれば、XによるZの債務の引き受けは交換差金となる。しかし、取得会社がXであればZの債務は取得会社が引き受けたことになり、この取引は非課税になる。どちらが取得会社となるかの判定においては、Zの資産を管理・支配していた者が誰であるかを重視する。

### ③ 親会社株式への交換可能な優先株式の交付

優先株式の交付は、§ 351 (g) に定める不適格な優先株式でない限り、交換差金にはならず、非課税の取扱を受けることができる。

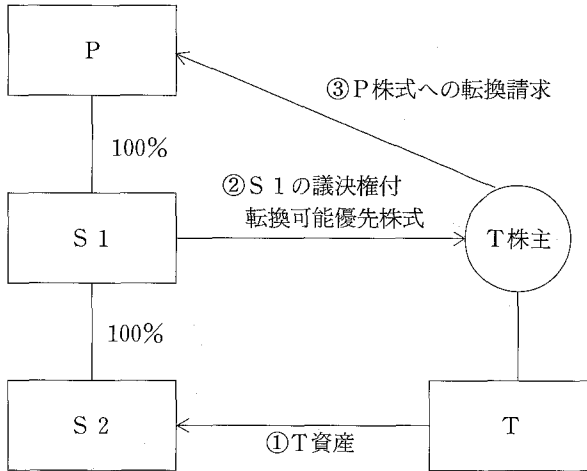
優先株式は配当についてのみ優先権があり、会社の成長に深く関与しない株式のことである (§ 351 (g)(3)(A))。

発行会社の (普通一筆者注) 株式への転換権が、必然的に会社の成長に深く関与する権利を構成することは考えられない。同様に、発行会社以外の会社の株式 (たとえば、親会社又はその他の関連会社の株式) へ転換可能又は交換可能な株式が、会社の成長に深く関与する株式となるものでもない<sup>11)</sup>。

ここでは、子会社によるタイプC組織変更で、不適格な優先株式に該当しない優先株式が交付された場合を想定して、親会社の株式への交換請求権の行使方法のいかんで税務上の取扱いが異なることを示す。

事例 7

図表 7 課税取引 (タイプC組織変更に該当しない。)



S 2社はS 1社の100%所有の子会社であり、S 1はP社の100%子会社である。タイプC組織変更により、S 2は正当な事業目的からS 1の議決権付転換可能優先株式 (voting convertible preferred stock) との交換に、債務を負担しているT資産の実質的に全部を取得する。S 1の議決権付転換可能優先株は、組織変更の日から5年経過後いつでも、株主の選択でPの普通株式に転換できる。

P以外のS 1の株主 (すなわちT株主—筆者注) は、S 1の議決権付転換可能優先株式を直接Pに提示して、Pが当該株式との交換にT株主に直接その普通株式を発行する。

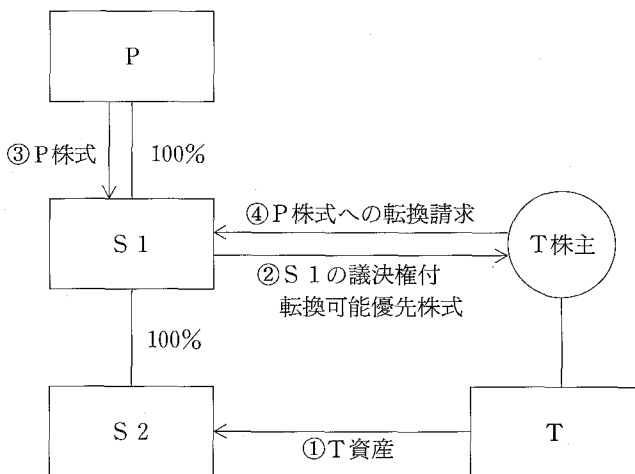
S 1はPの株式を所有していないので、Pの了解がなければPの株式へ転換できる株式を発行することができない。そこでPは、転換日にS 1株式をP株式に転換する権利をS 1に与えた。次いで、S 1はPによって与えられたP株式への転換権をT株主に交付した。したがって、S 1はT株主にS 1株式とP

株式への転換権の両方を交付したことになる。Pによって付与されたS1株式をP株式に転換できる権利は、S1がT株主に交付するとその他の資産（交換差金—筆者注）となる。そのためにS2はその親会社S1の議決権株式のみとの交換に、Xの資産を取得するという子会社によるタイプC組織変更の要件を満たさない（Rev. Rul. 69-265, 1969-1 C. B. 109, Situation 1）。

したがって、この取引は、T株主の転換権の価値とT資産が負担している債務の合計額が交換差金になり、その金額がT資産の時価総額の20%を超えると課税取引となる。

事例 8

図表 8 非課税取引（タイプC組織変更）



S1株式をP株式に転換できる日が到来する前に、PはS1の転換可能株式の全部を転換するに足るP普通株式をS1に対する出資としてS1に譲渡する。S1の株主（T株主）は、今度は転換可能優先株式をS1に提示し、S1がT株主にP株式を交付する。T株主は転換可能優先株式を転換のためにS1に提示するまでは、S1が所有するP株式に対する優先権はない。また、S1



の転換可能優先株式の全部が交換されなかった場合には、S 1 がP株式の残りを所有する。

P株式はS 1の他の資産と同様、債権者の債権の担保となる資産である。S 1株式をP株式へ転換できる権利は、実質的には、S 1株式をS 1の特定の資産で償還する権利である。それゆえ、S 1がS 1の転換可能優先株式の保有者に対してP株式を交付することは、S 1がその株式を償還するためにP株式を交付するに等しい。したがって、S 2はS 1株式のみとの交換でXの資産を取得したことになり、タイプC組織変更の要件を満たす(Rev. Rul. 69-265, 1969-1 C. B. 110, Situation 2)。

なお、本事例の転換可能優先株式は1997年の税法改正により、不適格な優先株式に該当する可能性があるので留意すべきである。なぜなら、優先株式の保有者が、発行会社に対し、その株式を償還するよう請求できる権利を有しており、その権利が発行日から20年以内に行使されると見込まれ、かつ、発行日現在その償還可能性を妨げる条件が付されていない場合には、当該優先株式は不適格な優先株式になる (§ 351 (g)(2)(A)(i), § 351 (g)(2)(B) からである。不適格な優先株式にならないようにするには、転換権の行使時期を、優先株式の発行日から20年経過後に到来するよう設定する必要がある<sup>12)</sup>。

#### IV. タイプD組織変更

##### ① 債務の引き受け

一般に、現物出資又は非課税組織変更で、取得会社が売却会社の債務を引き受けるか、又は債務を負担する資産を取得する場合、この債務の引き受け又は債務を負担する資産の取得は交換差金にならない (§ 357 (a))。

しかし、現物出資又はタイプD組織変更においては、引き受けられた債務及び譲渡資産が負担する債務の総額が、譲渡した資産の税務基礎価額の総額を上回るとき、その超過額は資産の譲渡又は交換による利得として扱われる (§ 357 (c))<sup>13)</sup>。

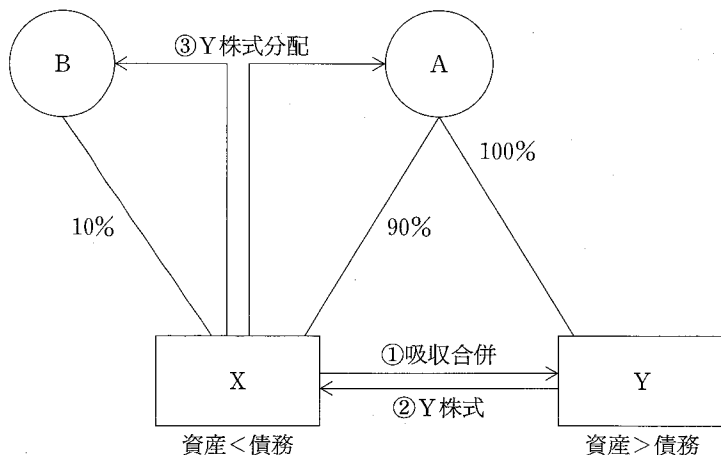
取得型のタイプD組織変更では、取得会社が株式を交付して、売却会社の実質的に全部の資産を取得し、売却会社又はその株主ないしはその両者が、売却直後に取得会社を支配する。売却会社は受け取った株式をその資産と一緒に株主に分配して完全清算する<sup>14)</sup>。

ここに支配とは、取得会社の議決権株式の総議決権数の50%以上か又は全部の株式の価値総額の50%以上の所有をいう。

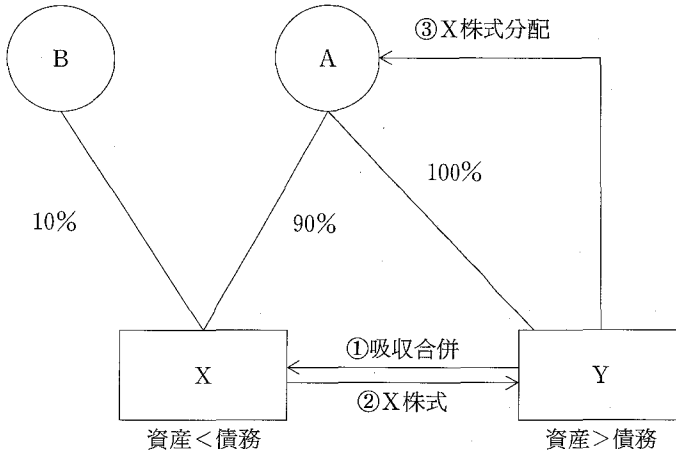
したがって、所有割合50%以上の兄弟会社間の合併はタイプA組織変更に対応すると同時に、タイプD組織変更にも該当し、§ 357(c)の適用がある。この規定の適用を回避するためには、債務の引き受け総額が譲渡資産の税務基礎価額の総額を上回る方の会社を取得会社とすることである。

### 事例9

図表9 課税取引（引き受けた債務について利得を認識する。）



非課税取引（引き受けた債務について利得を認識しない。）



前頁図表 9 において、個人株主 A は Y 社の 100% と X 社の 90% の株式を所有している。X 株式の 10% は個人株主 B が所有している。Y は吸収合併で、Y 株式との交換に X の資産の全部を取得し、X の債務を引き受ける。組織変更の一環として、X は Y 株式を A と B に分配した。取得時に、X の債務は譲渡した X の資産の税務基礎価額を超えていた。しかし、Y の債務はその資産の税務基礎価額を超えてはいなかった。

この取引はタイプ A とタイプ D の両方の組織変更該当する。したがって、Y が引き受けた X の債務が X の資産の税務基礎価額を超えるその超過額は、資産の譲渡又は交換から生ずる X の利得として取り扱われる。

しかし、本頁の上図のように X が X 株式との交換に Y の資産の全部を取得し、Y の債務を引き受ける場合には、Y は § 357 (c) の利得を認識する必要はない。なぜなら、Y の資産は X が引き受けた Y の債務を超えていないからである (Rev. Rul. 75-161, 1975-1 C. B. 114.)。

② タイプ C 組織変更への転換

タイプ C 組織変更該当する取引で、売却会社の株主が取得会社の議決権株

式の50%以上か又は価値総額の50%以上を所有する場合には、タイプC組織変更  
に該当するとともにタイプD組織変更にも該当する。このようにタイプCと  
タイプDの双方に該当する取引はタイプD組織変更として扱われる (§ 368 (a)(2)  
(A))。

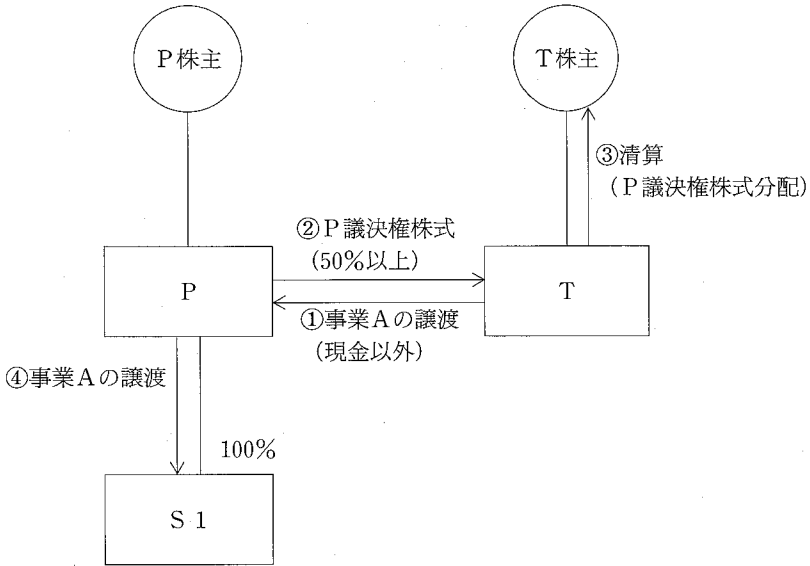
タイプD組織変更では、譲渡直後に取得会社を支配することが非課税の要件  
になっている。そのため資産の譲渡後に、売却会社の株主が取得会社の株式を  
譲渡し、その所有割合が50%未満となった場合には、タイプD組織変更の要件  
を満たさない。その結果、売却会社の株主（株式を売却しなかった株主も含め  
て）は、課税取引による交換に課税される<sup>15)</sup>。

しかし、この取引をタイプC組織変更のみに該当する取引に組み替えること  
ができるなら、結果は全く異なったものになる。ただし、タイプC組織変更で  
は、資産の譲渡後に取得会社の株式を第三者に売却しても、持分の継続性の要  
件は満たされるからである (§ 1. 368-1 (e)(i))。

そこで、取得会社は売却会社の資産を、適格なグループのメンバーである子  
会社へ譲渡する。この譲渡はタイプC組織変更には認められるが、タイプD組  
織変更には適用がない (§ 368 (a)(2)(C))。したがって、この譲渡を行うことによ  
り、タイプCとタイプDの双方に該当した取引は、タイプC組織変更のみに該  
当する取引となって非課税の取扱いを受けることができる<sup>16)</sup>。

事例 10

図表 10 非課税取引（タイプDではなくタイプC組織変更に該当する。）



Tは事業Aを営んでいる。TはPの議決権株式の議決権総数の50%以上（又は価値総額の50%以上）との交換に、事業Aの資産のうち現金以外の資産の全部を譲渡する。譲渡直後に(1)Tは債務を返済する。(2)Tは清算し、P議決権株式をT株主に分配する。(3)Pは事業Aを100%子会社であるS1へ直接譲渡する。

S1への資産譲渡により、この取引はタイプC組織変更に該当する。なぜならTはP議決権株式との交換に、実質的に全部の資産を譲渡し、Tは完全清算する（§ 368(A)(2)(G)の要件）からである。タイプD組織変更の場合には、S1への資産譲渡が認められないため、この取引はタイプC組織変更が単独で適用される取引である<sup>17)</sup>。

したがって、P議決権株式の分配を受けたT株主が、この取引後にP議決権

株式を第三者に譲渡し、その所有割合が50%未満になってもタイプC組織変更の要件には影響しない。

上記事例は、タイプD組織変更の要件に抵触する取引、すなわちS1への資産譲渡を意図的に行うことにより、タイプCとタイプDの双方に該当する取引をタイプC組織変更のみに該当する取引に転換したものである。

## おわりに

本稿では、取引の経済実質が同一であるにもかかわらず、取引形態の選択いかんで組織変更の当事者の課税関係が異なる事例を検討した。

当事者が組織変更の非課税要件を満たすために選択できる取引の形式を事例に則して要約すると次のようになる。

1) タイプA組織変更で、持分の継続性の要件、事業持続性の要件を満たすために、取得会社を逆にする(事例1)。

なお、取得会社を逆にする手法は、タイプD組織変更で、引き受ける債務の額が取得する資産の額を超える場合のその超過額に対する課税を回避するためにも有効である(事例9)。

2) タイプB及びタイプC組織変更の議決権株式のみの交換要件を満たすために

①取得会社の孫会社の株式は、子会社の清算(事例2のタイプB組織変更)に該当しない取引)ではなく、子会社からの現物配当で受け取る(事例3のタイプB組織変更)。

②債務の引き受けは取得会社のみとする(事例4のタイプC組織変更)に該当しない取引)か、やむを得ず取得会社とその親会社の双方が債務を引き受ける場合には、子会社による合併に取引形態を変更する(事例5の子会社による合併)。

③取得会社が売却会社の債務を引き受け、かつ取得した資産をすぐさまその

子会社へ譲渡する場合には、取得会社が売却会社の資産を管理・支配する（事例6のタイプC組織変更）。

④子会社によるタイプC組織変更で、売却会社株主による発行会社の親会社株式への交換請求は親会社に対して行わず（事例7のタイプC組織変更）に該当しない取引）、発行会社に対して行使する（事例8のタイプC組織変更）。

3) タイプA, B, C組織変更のみに認められている取得資産の子会社への譲渡を行うことにより、タイプCとタイプDのいずれにも該当する取引をタイプC組織変更のみに該当する取引に変更して、組織変更直後における売却会社株主による取得会社株式の譲渡を可能にする（事例10のタイプC組織変更とタイプD組織変更の重複取引）。

このように、組織変更が非課税要件を満たすかどうかは、いかなる取引形態を選択するかによって決まる。

かかる意味において、当事者は組織変更における租税計画の重要性を十分に認識すべきである。

## 注

1 Robert Willens, Form and Substance in Subchapter C-Exposing the Myth, Tax Notes, August 2, 1999, p.739.

2 レベニュー・ルーリングは、納税者の予定される取引についてのI. R. S.の公式見解であり、納税者がルーリングを得る時に明らかにした事実通りの取引を行えば、I. R. S.の公式見解通りの処理が期待できる（白須信弘著「アメリカ法人税法詳解」（第三版）中央経済社、昭和63年、8頁）。

なお、各事例の図表は取引を概観するために筆者が作図したものである（図表中、丸印の株主は個人株主を想定している）。

3 改正内容については次の文献参照のこと。拙稿「米国の非課税組織変更における優先株式の税務上の取扱い」愛知経営論集 141号、愛知大学経営学会、2000年2月発行、75-86頁。

4 それぞれの要件の内容については次の文献参照のこと。拙稿「米国の非課税組織変更における持分の接続性の要件」経営総合科学(愛知大学経営総合科学研究所), 第72号, 1999年2月, 131-146頁。拙稿「米国の非課税組織変更における事業継続性の要件」経営総合科学(愛知大学経営総合科学研究所), 第73号, 1999年9月, 101-119頁。

5 Robert Willens, *op. cit.*, p. 744.

6 Martin D. Ginsburg & Jack S. Levin, *Mergers, Acquisitions, and Buyouts*, Vol. 1 (November 1999 Edition), Aspen Publishers, Inc., ¶611, p. 6-232.

7 拙稿「米国の非課税組織変更における事業継続性の要件」134頁。

8 Robert Willens, *op. cit.*, p. 744.

9 取得会社が売却会社の株式の一部をすでに所有している場合に、取得会社の株式との交換に、売却会社の資産の実質的に全部を取得し、売却会社が清算によってその株式を持分に依りて株主に分配するとする。この場合、売却会社の資産は取得会社がそれまで所有していた売却会社の株式との交換によって取得されたものとみなされる。したがって、売却会社の株式は交換差金となって(取得会社の株式又は取得会社を支配する親会社の株式との交換でないため)、議決権株式のみとの交換要件に抵触する。§ 368(a)(2)(B)の交換差金の緩和ルールが満たされなければこの取引はタイプC組織変更に該当しない(Martin D. Ginsburg & Jack S. Levin, *op. cit.*, ¶608. 3. 6., p. 6-123.及び¶702. 6. 4. 1., p. 7-38.を参照のこと。)

この取扱いは、I.R.S.がRev. Rul. 54-396.で明らかにした見解であるが、1959年にBausch & Lomb Optical Co.事件で連邦控訴裁判所がこの見解を支持したことから、Bausch & Lombの原理と言われる。

しかし、I.R.S.は2000年5月に、内国歳入法施行規則第1.368-2(d)(4)条を公表してこの取扱いを改めた。新規則によれば、取得会社が売却会社の株式の一部をすでに所有していても、そのことがタイプC組織変更における議決権株式のみとの交換の要件に抵触するものではない。新規則は1999年12月31日後の取引から適用される(Tax Notes, May 22, 2000, p. 1081.)。

事例2に掲げたRev. Rul. 69-294の取扱いは、Bausch & Lombの原理の名残りであり、この改正との平仄を合わせるために見直しが必要であろう(Robert A. Rizzi, *Through a Lens Darkly: Proposed "C" Reorganization Regulations Clear Up the Bausch & Lomb Problem*, *Journal of Corporate Taxation*, Spring 2000, pp. 15-16.)。

10 Robert Willens, *op. cit.*, p. 745.

11 Joint Committee on Taxation, *General Explanation of Tax Legislation Enacted in*



1997, CCH INCORPORATED, 1997, p. 418.

12 Lewis R. Steinberg, Substance and Directionality in Subchapter C, The Tax Lawyer, Spring 1999 (Vol.52, No.3), p. 494. fn. 174.

13 この取扱いは1999年の税法改正で、次のように改められた。

① § 357(c)の規定から「債務を負担する資産の取得」の文言を削除し、「債務の引き受け」についてのみ、利得が認識されると規定する。

② § 357(d)を新設し、債務を負担する資産の取得が債務の引き受けとなる場合を、遡及可能な債務 (recourse liability) と遡及不能な債務 (nonrecourse liability) に区分して次のように規定する。

i) 遡及可能な債務は、資産の譲受人が債務を返済することに同意する場合に限ってその債務を引き受けたものとみなす。

ii) 遡及不能な債務は、次の(A)又は(B)のいずれか少ない金額を債務の額から控除した金額を資産の譲受人が引き受けたものとみなす。

(A)譲渡した資産と共同で債務を負担している他の資産で、譲渡されなかった資産の所有者が債務の返済に同意した金額。

(B)上記(A)の譲渡されなかった資産の時価。

③ 上記②の取扱いは、§ 368(a)(1)(C)(タイプC組織変更の要件)、§ 368(a)(2)(B) (タイプC組織変更における交換差金の緩和のルール) 等にも同様に適用がある。

④ 適用時期は1998年10月19日以後の取引からである。

本稿では、旧法に基づき、債務を負担する資産の取得を、すべて債務の引き受けと同列に扱っている。

なお、§ 357の改正の経緯とその内容については次の文献を参照のこと。

Michael J. Kliegman and Jeannette A. Martin, Whose Liability Is It Anyway? The Impact of Recent Amendments to Section 357, Journal of Taxation, December 1999, pp. 341-348.

4 タイプD組織変更には「取得型」(acquisitive) と「分割型」(divisive) の2つのタイプがある。本稿ではこのうち、取得型を対象とする。

取得型と分割型の要件の特徴を対比して示せば次の通りである (Herbert N. Beller, "D" Reorganizations and Dropdowns: An Uneasy Match, The Journal of Corporate Taxation, Autumn 1999 (Vol.26, No.3), p. 178.)。

<取得型>

① 売却会社の資産の実質的に全部を取得し、かつ、

- ② 売却会社は取得会社から受け取った全部の株式、その他の証券又は資産を、売却会社の資産と一緒に、組織変更計画に基づいてその株主に分配する。

<分割型>

- ① 売却会社は資産の実質的に全部を譲渡する必要はないが、  
② 売却会社はその株主に、取得会社の議決権株式及びその他の株式の 80%以上を、スピン・オフ等§ 355 の要件を満たす企業分割で分配する。

15 Robert Willens, Top ten tax surprises when you receive just stock in an acquisition, Tax Notes, January 18, 1999, p. 372.

16 Ibid., p. 372.

17 Herbert N. Beller, op. cit., p. 184. (図表は修正した。)